

今年度実施した施策について

令和元年12月19日

産業保安グループ

鉾山・火薬類監理官付

1. 火薬類取締法の改正について

本年12月7日、火薬類取締法改正案を含む第9次地方分権一括法案の火薬類取締法に係る規定及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令改正案が施行された。

本改正により、鳥獣保護管理法¹に基づき実施される指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者が、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬合計600g以下、銃用雷管300個（ライフル銃用雷管は50個）以下、又は、実包300個（ライフル銃用実包は50個）以下を、都道府県公安委員会の許可なく譲り受けることが可能となり、あわせて、同者による無許可製造及び無許可消費が可能となった。

2. 火薬類取締法施行規則の改正について

(1) オリンピック競技大会の課題への対処

国際ルールの改正を踏まえ、現在、射撃競技においては、審判に従事する者が実包を分解し、不正がないかを検査することとなっており、2020年に開催が予定されているオリンピック競技大会においてもこの検査が行われることとなっている。

当該行為は、火薬類取締法における製造行為に該当するものであるが、取り扱いについて検討したところ、国際的又は全国的な規模で開催される運動競技会において、審判に従事する者が当該行為を行う場合は、十分な安全管理体制が構築されていると考えられることから、運動競技会を円滑に開催するために、1日につき実包200個以下に限り、火薬類取締法の製造許可を不要とする改正を行うこととした（令和2年1月の施行予定）。

<具体的な改正内容>

■ 施行規則第3条第2号の2（新設）

第三条 法第四条但書の規定により許可を受けずに製造することができる火薬類の数量は、次の各号によるものとする。

二の二 国際的又は全国的な規模で開催される運動競技会（当該運動競技会に先行して試行的に行われる競技会を含む。）であつて、次に掲げるものにおける運動競技の審判に従事する者が、射的練習の用に供するために製造する場合には、一日につき実

¹ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

包二百個以下

- イ オリンピック競技大会
- ロ アジア競技大会
- ハ 世界射撃選手権大会
- ニ アジア射撃競技選手権大会

(2) 盗難防止設備基準に係る JIS の取り入れ

平成 29 年 3 月の火薬小委員会での審議を踏まえ、盗難防止設備基準に JISK4832 (2018) (火薬類の盗難防止設備の要求事項) を取り入れるため、火薬類取締法施行規則の改正及び例示基準の策定に係る作業を実施中 (本年 12 月中旬に施行予定)。本改正にあわせ、盗難防止設備基準及び移動式二級火薬庫の構造基準について (昭和 52 年 11 月 11 日付け 52 立局第 591 号) を廃止し、同通達の移動式二級火薬庫の構造基準については、今後、例示基準で取り入れる予定。

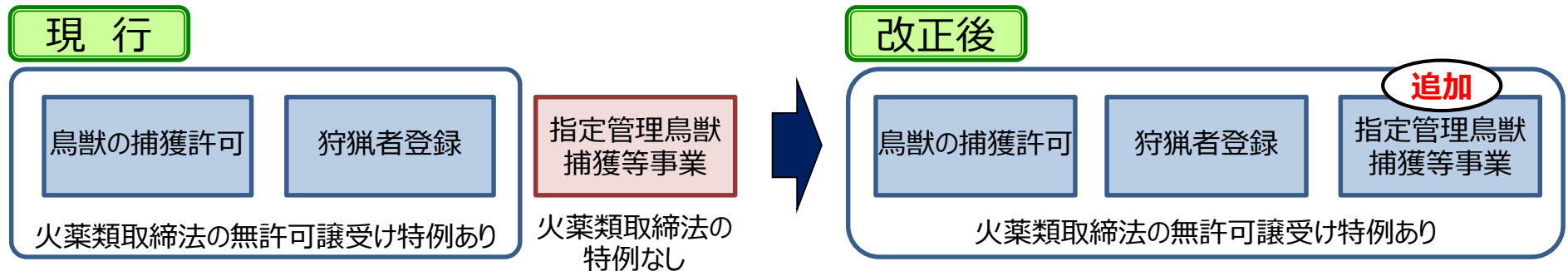
第9次地方分権一括法案※（火薬類取締法改正部分）の概要

※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

資料3
(別紙1)

【**現行**】 猟銃等に用いる火薬類（実包等）の譲受け⇒原則、都道府県公安委員会の許可が必要
（特例）鳥獣保護管理法※¹の①鳥獣捕獲許可や②狩猟者登録を受けた者：一定数量※²以下は許可不要

➤ 指定管理鳥獣捕獲等事業※³の従事者も、一定数量以下※²の実包等の譲受けの許可を不要に
（「地方分権改革に関する提案」を踏まえた対応）



⇒指定管理鳥獣捕獲等事業の実施の円滑化により、地域における鳥獣被害対策に貢献。

【参考】 鳥獣の捕獲許可、狩猟者登録、指定管理鳥獣捕獲等事業について

- 鳥獣の捕獲許可：鳥獣被害の防止等の目的で鳥獣の捕獲を行う際に、環境大臣又は都道府県知事より受ける許可
- 狩猟者登録：狩猟鳥獣（環境大臣の定める48種）を狩猟期間に捕獲する者が都道府県ごとに行う登録
- 指定管理鳥獣捕獲等事業：第二種特定鳥獣管理計画※⁴に基づく指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）の捕獲強化を都道府県等が実施するための事業

※1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

※2 省令で規定。猟銃用実包300個（うち、ライフル銃用50個）等 ※3 平成26年法改正で、鳥獣保護管理法に新設

※4 ニホンジカやイノシシなど生息数が増加・生息地が拡大している鳥獣を管理するため都道府県が策定する計画